

佐用町告示第 4 号

佐用町税条例附則第 24 条の規定により町長が指定する行事について

佐用町税条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 70 号）附則第 24 条の規定による新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものは、同項に規定する指定行事の全部とする。

令和 3 年 1 月 8 日

佐用町長 庵 途 典 章